

新型コロナワクチン接種について

新型コロナワクチンを無料で接種できる期限が令和6年3月31日まで延長されました。稲敷市では今後の接種について準備をすすめているところです。

実施時期としては、「令和5年秋開始接種」が基本ですが、65歳以上の方や重症化リスクの高い方などを対象に前倒しで「令和5年春開始接種」を実施することになりました。詳細は下記をご覧ください。

令和5年春開始接種（令和5年5月8日～8月31日の期間）

◆対象者

1、2回目接種を終了し、最後に接種した日から3か月以上経過した下記の方（オミクロン株対応ワクチンを令和5年5月7日までに接種済みでも、この期間に追加で1回接種できます。）

- ① 65歳以上の方
- ② 5～64歳の基礎疾患有する方、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める方
- ③ 医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者

※上記①～③の方は「令和5年秋開始接種」の期間にもう1回接種できます。

◆接種期間

令和5年5月8日～8月31日の期間にオミクロン株対応ワクチンを1回接種できます。
上記①～③以外の方はこの期間で接種はできません。

◆予約開始日

調整中です。4月の区長回覧、ホームページでお知らせします。

◆使用ワクチン

オミクロン株対応ワクチン（BA1、BA4/5）

◆接種券発送日

対象者の方へは4月末頃より順次郵送する予定です。上記対象者②、③の基礎疾患有する方や医療従事者等の接種券発送の申請方法などについては、4月の区長回覧やホームページでお知らせします。

また、接種対象の方で、使用してない接種券（予診票）がお手元にある方は、引き続きその接種券を使用してください。

令和5年秋開始接種（令和5年9月～12月の期間）

◆対象者

1、2回目接種を終了した5歳以上のすべての方

※「令和5年春開始接種」での接種の有無を問わず、この期間に1回接種できます。

◆接種期間（予定）

令和5年9月～12月

裏面もご覧ください

オミクロン株対応ワクチンを接種したことのない12歳以上の方へ

「令和5年春開始接種（5月8日～8月31日）」の期間は、対象の方以外は接種することができませんので、オミクロン株対応ワクチンの接種を希望される12歳～64歳の方は、5月7日までの接種をご検討ください。

「令和5年秋開始接種（9月～12月）」の期間では接種できます。

令和5年度も継続して実施する接種

下記の接種は、従来株ワクチンを使用して引き続き、接種を実施します。

- ① 5歳以上の初回（1、2回目）接種
- ② 6か月～4歳の初回（1、2、3回目）接種

小児のオミクロン株対応ワクチン

3回目以降の追加接種で小児用オミクロン株対応ワクチンの接種が可能となりました。稲敷市では、4月より接種を開始します。

◆接種期間

令和5年4月1日～8月31日 ※4月分の予約は開始しております。

◆接種対象者

1、2回目の接種を終了した5～11歳の方で、今までにオミクロン株対応ワクチンを接種したことのない方は1回接種できます。

※基礎疾患をお持ちの方は、5月7日までにオミクロン株対応ワクチンを接種することで、8月31日までにさらに1回接種が可能です。（前回接種から3か月以上経過が必要）。その際は、健康増進課へ申請が必要となります。

◆注意事項

12歳になると基礎疾患有する方以外は5月8日～8月31日（令和5年春開始接種）の期間、オミクロン株対応ワクチンは接種できませんのでご注意ください。

◆接種券発送日

4回目の対象者の方へは4月中旬頃より順次郵送する予定です。また、接種対象の方で、使用していない接種券（予診票）がお手元にある方は、引き続きその接種券を使用してください。

※コロナワクチンの接種は強制ではありません。予防効果と副反応リスクの双方をご理解いただき、本人・保護者が希望する場合のみ接種いただきます。

＜問い合わせ先＞

稲敷市健康増進課 電話 029-840-5170

月～金（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分